

長 寿 第 2 2 1 0 号
平成 2 9 年 2 月 6 日

各市町村介護保険担当課長 様

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

生活相談員の資格要件について(通知)

このことについて、次のとおり取り扱うこととし、県内（政令市・中核市を除く）の関係施設・事業所の管理者に対し、別添のとおり通知しておりますので、業務の参考としてください。

記

「特別養護老人ホーム等における、生活相談員の資格要件」

1 「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」（従前のとおり）

- (1) 大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3 科目主事）
- (2) 厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程修了者
- (3) 社会福祉士
- (4) 厚生労働大臣指定の社会福祉事業従事者試験合格者
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 大学において法第 1 9 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

2 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」

- (1) 介護支援専門員
- (2) 介護福祉士

3 適用開始時期

平成 2 9 年 4 月 1 日

長 寿 第 2 2 0 8 号
平成 2 9 年 2 月 6 日

各特別養護老人ホーム
各養護老人ホーム
各軽費老人ホーム
各短期入所生活介護事業所 管理者 様

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム並びに軽費老人ホーム
における生活相談員の資格要件の拡大について (通知)

特別養護老人ホーム (地域密着型を含む) 及び養護老人ホーム並びに軽費老人ホーム (以下、「特別養護老人ホーム等」という。) における生活相談員の資格要件については、法令・通知等により、社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。

このたび、本県では、介護支援専門員及び介護福祉士が有する専門的知識や技能等に鑑み、「介護支援専門員」及び「介護福祉士」を「これと同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととし、特別養護老人ホーム等における生活相談員の資格要件を次のとおりとします。

については、資格要件のほか、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる職員の配置について配慮願います。

なお、この取り扱いは、岡山県内 (政令市・中核市を除く) に設置する特別養護老人ホーム等にのみ適用されますので、ご留意願います。

記

「特別養護老人ホーム等における、生活相談員の資格要件」

- 1 「社会福祉法第 1 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」 (従前のおり)
 - (1) 大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 (3 科目主事)
 - (2) 厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程修了者
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 厚生労働大臣指定の社会福祉事業従事者試験合格者
 - (5) 精神保健福祉士
 - (6) 大学において法第 1 9 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
- 2 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」
 - (1) 介護支援専門員
 - (2) 介護福祉士

3 適用開始時期

平成 2 9 年 4 月 1 日

※なお、当該取扱いは、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準 (平成 1 1 年厚生省令第 4 6 号) 第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとされる短期入所生活介護事業の生活相談員についても適用する。

(問合せ先)
岡山県保健福祉部長寿社会課
事業者指導班 Tel:086-226-7325

長寿第2209号
平成29年2月6日

各通所介護・介護予防通所介護事業所 管理者 様

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公印省略)

通所介護・介護予防通所介護事業所における
生活相談員の資格要件の拡大について（通知）

通所介護・介護予防通所介護事業所（以下、「通所介護事業所」）における生活相談員の資格要件は、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）に準ずるものとされています。

このたび、「特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム並びに軽費老人ホームにおける生活相談員の資格要件の拡大について」（別添通知）が発出され、特別養護老人ホーム等の生活相談員の資格要件に「介護支援専門員」及び「介護福祉士」が追加されたため、通所介護事業所における生活相談員の資格要件についても、これと同様に取り扱うこととします。

なお、資格要件のほか、利用者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる職員の配置について配慮願います。

この取り扱いは、岡山県指定の通所介護事業所に限られますので、ご留意ください。

また、本通知の適用に伴い、「通所介護・介護予防通所介護事業所における生活相談員の資格要件について」（平成24年6月8日長寿第500号岡山県保健福祉部長寿社会課長通知）は、廃止します。

(問合せ先) 岡山県保健福祉部長寿社会課 事業者指導班 TEL 086-226-7325

玉長第1400号
平成29年3月14日

地域密着型介護老人福祉施設 施設長 各位
地域密着型通所介護事業所 管理者 各位
認知症対応型通所介護事業所 管理者 各位

玉野市健康福祉部長寿介護課長
(公 印 省 略)

地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所における生活相談員の資格要件の拡大について（通知）

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。以下同じ。）における生活相談員の資格要件については、法令・通知等により、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。また、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所（以下「通所系事業所」という。）にあつては、生活相談員はこれに準ずるものとされています。

このたび、岡山県において、別添のとおり特別養護老人ホームの生活相談員の資格要件が拡充されることとされましたので、本市においても下記のとおり岡山県と同様の取り扱いとします。

ついで、資格要件のほか、入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる職員の配置についてご配慮願います。

記

「特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件」

- 1 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」（従前のとおり）
 - (1) 大学等で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事）
 - (2) 厚生労働大臣指定の養成機関又は講習会の課程修了者
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 厚生労働大臣指定の社会福祉事業従事者試験合格者
 - (5) 精神保健福祉士
 - (6) 大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者

2 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」

(1) 介護支援専門員

※ 有効期間内の「介護支援専門員証」を有する者が対象となる。

(2) 介護福祉士

3 通所系事業所における取扱い

上記1、2の特別養護老人ホームと同様の取扱いとする。

4 適用開始時期

平成29年4月1日

〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1
玉野市健康福祉部長寿介護課
介護管理係 担当：渡部
TEL：0863-32-5537 FAX：32-5526